

西尾市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業及び公共サービス（以下「公共事業等」という。）の品質を向上させ、公契約の適正な履行及び労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の発展及び市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 市長等 公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 下請負者 市以外の者から公契約業務の一部を受注する者をいう。
- (5) 受注者等 受注者及び下請負者をいう。
- (6) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るために受注者等との請負の契約により公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

(基本方針)

第3条 市は、次に掲げる事項を基本方針として、公契約に係る事務を実施するものとする。

- (1) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (2) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- (3) 適正な競争を促進し、談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ること。
- (5) 地域経済の発展及び健全な地域社会の実現に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る必要な取組を実施するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、第3条に定める基本方針を踏まえ、公契約に係る市の取組に協力するよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、契約を適正に履行しなければならない。

(品質の確保)

第6条 市長等は、公契約の適正な履行、公共事業等の良好な品質及び労働者の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算出するものとする。

2 受注者等は、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

3 受注者等は、公契約を履行するに当たり、適正な履行体制を確保しなければならない。

(市内事業者の受注機会の確保)

第7条 市は、地域経済の健全な発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るために、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

(労働環境報告書)

第8条 公契約のうち規則で定める契約（以下「特定公契約」という。）を締結した受注者（以下「対象受注者」という。）は、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類（以下「労働環境報告書」という。）を市長等に提出するものとする。

2 特定公契約に係る下請負者（以下「対象下請負者」という。）は、対象受注者に労働環境報告書を提出するものとする。

3 対象受注者は、対象下請負者から前項の規定による労働環境報告書の提出があったときは、当該労働環境報告書を市長等に提出するものとする。

(労働者への周知)

第9条 対象受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、特定公契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に周知しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 愛知県の地域別最低賃金

(3) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他

不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者の申出)

第10条 対象労働者は、賃金が支払われるべき日において、支払われるべき賃金が支払われていない場合又は支払われた当該賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合は、市長等、対象受注者又は対象下請負者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 対象受注者及び対象下請負者は、対象労働者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第12条 市長等は、対象労働者から第10条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境報告書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、対象受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に対象受注者の事務所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、対象労働者その他の関係者に協力を求めることができる。

3 第1項の規定による立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象受注者又は対象労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第13条 市長等は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、対象受注者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、対象受注者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定による是正の指導を受けた対象受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

3 市長等は、対象受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表し、又は入札参加停止の措置を講ずることができる。

(1) 第8条の規定による労働環境報告書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。

(2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の

報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。

(4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(指定管理者との協定の取扱い)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者との間で締結する公の施設の管理に関する協定は、公契約とみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。